

第 28 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 5 年 3 月 20 日 (月) 午後 1 時 30 分
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 60 号 会務報告について

報告第 61 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 141 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分取消願出
について

議案第 142 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 143 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 144 号 農用地利用集積計画について

議案第 145 号 喜多方市農業委員会における個人情報保護に関する
法律等施行規程について

議案第 146 号 喜多方市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する
規則の一部を改正する規則について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誄 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本格的な農作業が始まり、皆様においては何かとお忙しい中、本日第28回の総会にご出席をいただきまして、誠にご苦勞様でございます。

さて、今月実施された営農面談に合わせて、地域計画策定に向けての意向調査の面談及び回収ということで、農業委員や最適化推進委員の皆さんのご協力で第一段階をほぼ終了するまでに至りました。この間、皆様にはご協力いただきましてありがとうございます。事務局の方から今後のスケジュール等について、地区調整会議の中で協議されているかと思いますが、それに沿って遅れることなく行動していただきたいと思っております。それから、会津若松地方の農業委員会研修会がありました。その中で今進められている地域計画が、1歩、2歩先に進んでいる農業委員会もある様です。今後の地域計画策定を進めて行くための良いきっかけになったかと思っておりますので、十分に参考にしていただいて、今後の農業委員会活動に結びつけていただければと思います。

本日の総会には、報告2件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

（開 会）

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第28回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、17番 佐藤光伸委員、18番 齋藤澄子委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第60号 会務報告について」、「報告第61号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第60号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第61号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔29件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第60号及び報告第61号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、2番高野委員。

○高野進委員

2番高野です。報告第60号についてお伺いいたします。上から3段目に市議会の定例会で地域計画に関する質問があった様ですが、今地域計画を進めている最中ですので、具体的な質問内容と回答をお伺いいたします。

○事務局

只今の高野委員からのご質問で、3月の定例議会の一般質問の内容ということでございますが、〇〇〇議員から地域計画策定についてということで質問がございました。答弁につきましては、策定については農業振興課が中心となるということもございますので、農業振興課の方ですべて答弁をされております。農業委員会につきましては、不測的なことがあった場合には農業委員会が答弁するということになってございまして、その中での質問につきましては、いつまで策定するのか、農業委員会が行う業務としては目標地図の作成ですということで、最終的には令和6年度末までには地域計画を完成させるという答弁をされていたところでございます。また、農家の意向を確認しながらという基本的な業務の中で、どういったことが課題になるかというような質問がありました。これにつきましては、集落の方に対して丁寧に説明していくという内容で答弁はさせていただいているということでございます。基本的には、〇〇〇議員につきましても地域計画策定に向けて皆さん業務として大変だろうというご心配のもと質問されているということでござい

ますので、その辺りも受け止めながら農業振興課と一体となり、進めて行くという答弁内容でございました。

○議長

高野委員よろしいですか。

○高野進委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第60号及び報告第61号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第60号及び報告第61号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第141号 農地法第4条第1項の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第141号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第141号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第141号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第142号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転7件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、3番 渡部清孝委員、所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員、No.2については、15番 菅井大輔委員、No.3、No.4、No.5については、9番 大津康男委員、No.6については、6番 二瓶崇委員、No.7については、14番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部清孝委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第3条 権利設定 案件No.1について、補足説明い

たします。去る3月8日午前11時頃より設定人の〇〇〇さんと共に現地調査を実施しました。場所は豊川町米室字西谷地に5筆、道路を挟んで東側の米室字家ノ西に2筆、合計7筆です。昨年は、〇〇〇については労働力不足により作付けが出来なかったそうですが、その外は問題なく作付けしていたそうです。また、被設定人の〇〇〇さんの父〇〇〇さんとは電話での聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんと〇〇〇さんとは以前からの知り合いで、既に現地に行き見廻りをして全筆作付け出来ることを確認しており、今までも問題なく作付けしており周囲に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第3条 所有権移転の案件No.1について、報告いたします。去る3月8日午後1時20分頃より譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。現地は譲渡人の〇〇〇氏の自宅の東側にあたり、昨年まではそばを作付けしていたそうです。しかし、高齢となり耕作管理出来なくなり、近所である譲受人の〇〇〇さんに譲渡することになったそうです。現地は、〇〇〇さんの道路を挟んで北側には宅地があり南側は畑で、本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理されるものと判断いたしました。以上です。

○菅井大輔委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番菅井です。農地法第3条 所有権移転 案件No.2について、ご報告いたします。去る3月9日午後6時より、譲渡人の〇〇〇さん宅において〇〇〇さんの息子である〇〇〇さんより、また3月11日午前9時より譲受人の〇〇〇さん宅において〇〇〇さんよりそれぞれ聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは非農家で自宅から遠く離れた申請地を誰かに譲りたいと考えていたところ、〇〇〇さんとの合意に至り今回

の申請となりました。譲受人の〇〇〇さんは85歳と高齢ですが、まだまだお元気で耕作意欲もあり、申請地には野菜を作付けするとのことでした。また、息子さんが間もなく退職のため、退職後は一緒に管理していくとのことでした。現地は積雪のため確認は出来ませんでした。昨年まで違う方が耕作されており、今年の耕作に支障はないとのことでした。以上調査の結果、本申請に伴う権利の取得については問題はないものと判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo. 3、No. 4、No. 5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。農地法第3条 所有権移転 案件No. 3、No. 4、No. 5について、ご報告いたします。去る3月12日午前9時より現地にて、出席者は〇〇〇氏、〇〇〇氏、〇〇〇氏は欠席でした。現地確認は、案件No. 3の〇〇〇田 879㎡、案件No. 4の〇〇〇田 748㎡で交換になります。理由としては、自作地と隣接し作業効率が高められるということです。案件No. 5の〇〇〇田 280㎡こちらは譲渡ということです。理由としては、自作地と隣接し作業効率が高められるため譲り受けるということです。現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo. 6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第3条 所有権移転 案件No. 6について、ご説明いたします。去る3月10日午前10時頃より、譲渡人の〇〇〇さんは欠席でその娘さんの夫の〇〇〇さんが代理で出席しました。譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。当申請地は、譲渡人が高齢で耕作出来ないという理由で譲渡するものであります。また、譲受人の畑に隣接しておりまして、譲受人が以前より自分の畑と

同じく耕作管理していた畑でございます。よって、今後も以前と同様に適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo. 7 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。農地法第3条 所有権移転 案件No. 7 について、ご説明申し上げます。去る3月8日午前10時より、譲受人の〇〇〇さん宅に伺いまして現地の確認と聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは深沢の実家が空き家になりまして、そのため遠隔地より通って申請地を管理していました。現地は〇〇〇さんの自作地と隣接しており、以前から〇〇〇さんに権利移転の相談をしており、この度申請に至ったということであります。本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第142号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、12番木戸委員。

○木戸賢治委員

12番木戸です。先々月も同じ様な質問をしたんですが、案件No. 6 についてですが、譲渡人が102歳ということなんですが、報告では娘さんから聞き取りを行ったということですが、あくまでも判断能力があるか、無いかで分かれると思うが、この様な場合の対応はどの様にすれば良いのか。

○事務局

申請する方102歳の方が来て申請するというわけではないので、その承継をされる方、あるいは全権を委任されているという前提でございます

が、その方の申請を尊重してということでございます。申請書自体は〇〇さんの名前で申請書が提出されておまして、その家族の方が申請書を出される訳ですので、基本的にはその方が全権委任を受けて申請されているという前提で、信頼して申請を慎重に受理するというところで対応しているところであります。以上であります。

○議長

木戸委員よろしいでしょうか。

○木戸賢治委員

私事でもありますが、私も青年後見人になったが、そうしないと土地の売買が出来ないということで、この様な案件ではあくまでも娘さんにまかせたという形だけで処理して良いのか確認したいと思います。

○事務局

青年後見人まで立てるという状況には至っていないということであり
ます。今回は、青年後見人についてはどうでしょうかとこちらから投げかけることはなかったわけですが、今後につきましては、青年後見人を立てるという方法もあることをこちらからもお話しするなどして確認して行きたいと思います。直系の家族であれば、全権まかせられていると判断しております。、経営主になっているかは確認しておりませんが、今回については、102歳での申請ではありますが、通常取り扱いとしております。しかし、その様な対応も今後は必要なのかと考えているところです。以上であります。

○議長

木戸委員よろしいでしょうか。

○木戸賢治委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第142号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第142号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第143号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、本案件中、権利設定のNo.1を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定のNo.1を除く、権利設定1件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.2については、18番 齋藤澄子委員、所有権移転のNo.1については、11番 平田恭一委員、所有権移転のNo.2については、14番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○齋藤澄子委員

〔権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

18番齋藤です。農地法第5条 権利設定 案件No.2について、現地調査の結果を報告させていただきます。去る3月8日16時頃より現地におき

まして、設定人の〇〇〇さんと被設定人の〇〇〇の方、生江推進委員と私と安部副主査で現地を確認して参りました。説明がありました様にこちらの会社は、〇〇〇の会社の下請けでございまして、現地の地図にあります。こちらの方に携帯電話のアンテナを設置する鉄塔を建てるといふことでの申請となります。現地は、現在は〇〇〇さんの方では耕作されていない畑でありまして、荒れている訳ではありませんが、今は耕作されていない畑になります。こちらは進入路は道路からは少し入って行きますが、道路から入ったところは宅地となりまして、宅地から申請地に入るといふことで、周辺の農地に影響を及ぼすことはないと判断いたしました。なお、万が一の時は工事の延長があるかもしれないといふことで、その際には再申請するといふことで、その旨も了解させていただきました。以上です。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。農地法第5条 所有権移転 案件No.1について、現地調査の結果を報告いたします。去る3月9日午後3時頃より譲受人の〇〇〇氏ご夫妻及び譲渡人の〇〇〇氏共に欠席で、代理人の行政書士法人〇〇〇より〇〇〇氏立ち会いのもと事務局から塩川総合支所の佐藤主査、委員から小林委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は塩川町御殿場三丁目でありまして、周囲は土地区画整理により宅地化が進められており、上下水道も引き込み済で地目は畑となっておりますが、利用状況は不耕作地でありました。現地の状況として申請地の南側が全面道路となり、敷地はその道路より70cm～80cmほど高い状態でした。申請地の土地利用計画にあたりましては、土砂の流出防止措置として、道路との高低差があるため道路に面する庭部分と更に駐車スペースは道路と同じ高さまで下げますので、駐車スペースと宅地の段差部分にL型擁壁を敷設し、土砂流出を防止します。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない措置としては、周囲に農業用排水施設はな

いたため支障はなく、また周囲は既に宅地となっており日照等の営農に支障をきたすことはないという状況でした。以上により、農地の転用、移転に問題はないと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。農地法第5条 所有権移転 案件No.2について、説明申し上げます。去る3月9日午後3時30分現地調査を行いました。立ち会い人は、譲渡人の〇〇〇さんと〇〇〇さんの代理の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇代表の〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇さん、平田委員と私、事務局の佐藤主査で現地確認及び聞き取り調査を行いました。申請地は工場の隣地でありまして、果樹畑と雑地状態の畑でありました。社員の増員による駐車場等の予定であります。申請地と隣地境界につきましては北側と東側は道路であり、南側はKDDIの電波塔であります。よって、外の農地には隣接しておりませんでした。排水処理につきましては、雨水浸透施設工事を行いまして砂利駐車場にする計画であるとのことであります。よって、本案件につきましては周辺の農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第143号 権利設定のNo.1を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第143号 権利設定のNo.1を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第143号 権利設定のNo.1を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、議案第143号 権利設定のNo.1の案件についてを議題といたします。

なお、本案件につきましては、7番 菊地貴委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菊地貴委員の退席を求めます。

※（ 7番 菊地貴委員退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定のNo.1の案件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1について、10番 小林千代松委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。農地法第5条 権利設定 案件No.1について、現地調査の結果を報告いたします。去る3月10日午前9時30分より、現地確認並びに聞き取り調査を実施いたしました。菊地貴委員、〇〇〇行政書士、誼 高次長、木村委員と私の5名で現地確認をいたしました。当現地は、〇〇〇さん宅の南側に位置しまして、申請地の北側は市道、西側は水路及び市道になっており、特に問題はないと考えられます。周辺の農地に

も影響を及ぼさないということで、何ら問題はないと判断いたしました。
以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第143号 権利設定のNo.1の案件についてを
審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第143号 権利設定のNo.1の案件について、
原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第143号 権利設定のNo.1の案件については、原案のと
おり可決することに決定いたしました。

7番 菊地貴委員の着席を求めます。

（ 7番 菊地貴委員着席 ）

○議長

続きまして、「議案第144号 農用地利用集積計画について」を議題
といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.19、No.99を除く案件につ
いて、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.19、No.99を除く案件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第144号のNo.19、No.99を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、10番小林千代松委員

○小林千代松委員

10番小林です。35ページの案件No.63番ですが、設定理由のところ貸しての方が借り受けるとなっていて、借り手の方が貸し付けるとなっていますが、理由が逆になっているかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

大変申し訳ございません。こちらの表現が誤っておりました。大瀧さんの方は貸し付ける方でございます。〇〇〇さんの方は借り受けるということで、設定理由の最後の部分が入れ替わりになっておりました。訂正をしてお詫び申し上げたいと思います。

○議長

小林委員よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

○議長

はい、13番木村富士男委員

○木村富士男委員

13番木村です。ページ数で44ページの案件No.90番の〇〇〇さんの案件なんですが、面積と単価を見ますと最後の合計の金額が合わない気がしますが、いかがでしょうか。

○事務局

面積が14,220㎡で10a当り5,626円でございますので、計算上は80,001円となります。1桁間違っておりました。引き続きの訂正で申し訳ありませんが、ご指摘のとおりでございます。80,001円が正確な金額となりますので、訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

○議長

木村委員よろしいでしょうか。

○木村富士男委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第144号のNo.19、No.99を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第144号のNo.19、No.99を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第144号のNo.19の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、7番 菊地貴委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菊地貴委員の退席を求めます。

※（7番 菊地貴委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.19の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第144号のNo.19の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第144号のNo.19の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第144号のNo.19の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

7番 菊地貴委員の着席を求めます。

（7番 菊地貴委員着席）

○議長

続きまして、「議案第144号のNo.99の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、18番 齋藤澄子委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、齋藤澄子委員の退席を求めます。

※（18番 齋藤澄子委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.99の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第144号のNo.99の案件についてを審議します。
ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。
※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。
お諮りいたします。議案第144号のNo.99の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。
※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第144号のNo.99の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
18番 齋藤澄子委員の着席を求めます。
（ 18番 齋藤澄子委員着席 ）

○議長

続きまして、「議案第145号 喜多方市農業委員会における個人情報の保護に関する法律等施行規程について」を議題といたします。
事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔事務局より朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第 145 号について審議します。
ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。
※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 145 号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 145 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第146号 喜多方市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔事務局より朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第 146 号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、2番高野進委員

○高野進委員

2番高野です。今回の見直しが国の算定基準の改正でそれに伴って、行う手続きということなんですが、算定基準の見直しが具体的にどの様なものかお伺いします。

○事務局

今までですと委員さんの活動実績と成果実績ということで、委員さん

の実績しか交付金の額に算定されていなかったのですが、今年度からは委員さんの活動実績と成果実績が推進委員等の実績分、農業委員会の成果実績分として別に交付され、事務費として活用できる分になりますが、農業委員会分として交付金が積算されて交付されるということで、今までだと交付金のすべてを委員さんの報酬の上乗せ分として能率給で支給させていただいていましたが、今年度からの見直しにより農業委員会分として事務費として交付金の一部を活用できるようになりました。付属資料に付けてございます新旧対照表の右側の方を見て頂くと、今までだと交付金額の2分の1に相当する額を均等割、残りの2分の1を活動実績割として交付していたんですが、交付金額の2分の1に相当する額としか言っていないため、農業委員会分として事務費として活用できる分も含め交付金の全額を能率給で支給することとなってしまふことから、事務費として活用できるように今回規則の一部を改正したところでございます。以上です。もう一点ですが、農業委員会分として事務費として活用できる分に交付金を充てることによって、能率給として上乗せ支給している金額がこれによって減額になるということとはございません。以上でございます。

○議長

高野委員よろしいでしょうか。

○高野進委員

この交付金でタブレットは新たに購入することは出来るのか

○事務局

最適化交付金でみれる部分については、タブレットの通信費しかみることが出来ない。今年度に購入したタブレット 30 台については、別な補助金を活用して購入した物になりますので、あくまでも最適化交付金の方でみれる経費については、タブレットの部分だと通信費だけしかみれないこととなっており、新たに購入できる補助金があるかどうかは現段階ではわかりません。

○議長

高野委員よろしいでしょうか。

○高野進委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

○議長

はい、10番小林千代松委員

○小林千代松委員

10番小林です。能率給は減額にはならないとのことですが、数字を見ないとよくわからないが、具体的に決算書の様なものがあれば、解りやすいと思いますが、提示は出来ないのでしょうか。

○事務局

申し訳ないんですが、細かい内訳までは国、県の方からは来ておりません。あくまでも委員さん分で行く、農業委員会分で行くということで、交付金の額が来ておまして細かい内訳までは来ておりませんので、申し訳ありませんが細かい内訳まではわからないというのが現状でございます。

代わって小林委員からのご質問ですが、正確な数字につきましては、今現在資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることはできませんが、考え方としまして、これまで最適化交付金が委員さんの活動に対し能率給ということで、例えば全体で300万円来たとして、これまでは150万円が均等割、残り半分を活動実績割ということで300万円を能率給として上乗せしていたのが今まででございます。今回の見直しにより最適化交付金の内農業委員会の活動分として、例えば100万円を上乗せしますということで、400万円来るということ、農業委員会の事務費として100万円を使わせていただき、残りの300万円はこれまでどおり皆さんの報酬の上乗せになるという考え方でございます。

○議長

小林委員よろしいでしょうか。

○小林委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第146号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第146号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第28回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 5 : 3 5